

○政府調達に関する苦情の処理手続要領の具体的な公表方法

平成12年12月22日告示第993号

政府調達に関する苦情の処理手続要領（平成12年愛知県告示第992号）8の規定に基づいて、その具体的な公表方法を次のように定める。

1 公表時期

知事は、苦情の申立てがあったときは、四半期毎に当該苦情の申立て及び処理の状況を取りまとめ、速やかにその概要を公表する。ただし、知事が必要と認める場合には、これ以外の時期にも公表することができる。

2 公表事項

- (1) 苦情の受付番号
- (2) 苦情申立日
- (3) 苦情申立人（匿名も可）
- (4) 苦情に係る調達機関名及び調達物品名・サービス名
- (5) 苦情の概要
- (6) 苦情処理状況の概要
- (7) その他必要な事項